

この様式は「授業料後払い制度」申請者用です  
 第一種奨学金申請者は様式が異なりますのでご注意ください

# 貸与奨学金

## 2024年度 授業料後払い制度 第二種奨学金

### 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 (大学院)

この用紙の3～4ページを  
 A4【両面印刷】(長辺綴じ)  
 で提出すること

日本学生支援機構が実施する授業料後払い制度及び第二種奨学金は、借入金(貸与奨学金)です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内(本冊子)」に記載している内容です。冊子をよく読み理解したうえで記入してください。

特に

## 貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 授業料後払い制度における保証制度は「 <b>機関保証</b> 」(保証機関への保証料の支払いが必要)に限ります。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】2	●	
2. 授業料後払い制度の「授業料支援金」の貸与額は、 <b>支援対象授業料に機関保証料相当額を加えた額</b> になります。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】2	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 <b>延滞した場合のみ個人情報</b> が登録されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 <b>返還誓約書</b> 」などの提出が必要です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。※確認書裏面【返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)】(5)	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 <b>在留資格によって借りることができない場合があります</b> 。※確認書裏面【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)	●	
6. 授業料後払い制度の「授業料支援金」は、原則として <b>学校が指定する口座(学校指定口座)</b> に振り込まれます。「生活費奨学金」は、学生本人の口座に振り込まれます。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】3	●	
7. 授業料後払い制度の返還方式は <b>所得連動返還方式</b> になります。※確認書表面【授業料後払い制度に関する同意条項】8	●	●
8. <b>学業成績が不振などの場合は</b> 、奨学生の資格を失い、 <b>奨学金の貸与が打ち切られる場合があります</b> 。※確認書裏面【貸与中の手続き等】(20)	●	
9. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための <b>振替用口座(リレー口座)</b> に加入する必要があります。返還を延滞すると、 <b>延滞金</b> が課されます。※確認書裏面【返還の方法】(1)		●
10. 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 返還が難しいときは、願い出により返還を先送りする返還期限猶予制度を利用できる場合があります。(授業料後払い制度では、月々の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす減額返還制度は利用できません。)また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を通算10年間(120か月)先送りできます。※確認書裏面【その他手続き等】(15)(16)		●



# ●「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません

- ①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は、両面印刷して使用してください  
 ※必ず裏面の約款も両面印刷したものを使用してください
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください  
 ※修正液や修正テープ等は使用しないでください
- ③署名は必ず自署にて記入してください  
 ※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも**現住所**を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2024年10月10日

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。  
 ※d～gの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。  
 ※外国籍の人でb～g以外の在留資格「留学」等の人は貸与の対象とはなりません。

学校名 <b>日本学生支援大学</b>		課程 <b>修士</b>	研究科 <b>物質理工学院</b>	学校(学生証)番号 <b>123456</b>
フリガナ <b>ショウガク タロウ</b>	〒 <b>162-0000</b>	電話番号(自宅) <b>03-0000-0000</b>	電話番号(携帯) <b>080-0000-9999</b>	
氏名 <b>奨学太郎</b>	現住所 <b>東京都新宿区市谷本村町10-7</b>	生年月日 <b>昭和33年5月1日</b>	性別(任意) <b>男</b>	
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	<input checked="" type="radio"/> a 日本国籍 <input type="radio"/> b 法定特別永住者 <input type="radio"/> c 永住者 <input type="radio"/> d 定住者(永住の意思がある者に限る) <input type="radio"/> e 日本人の配偶者等 <input type="radio"/> f 永住者の配偶者等 <input type="radio"/> g 家族滞在                    ※d～gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)			

【個人情報同意事項】 機構は、個人情報情報への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。  
 (個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不審の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金債、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続き開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。

①機構が加盟する個人情報情報機関 全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>  
 ②同機関と提携する個人情報情報機関  
 ・財団法人日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・財団法人アイ・シー <https://www.icc.co.jp/>  
 (代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。

右下の「学校番号」欄は空欄で提出してください

**重要**  
 採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。  
 添付書類は選択する保証制度により異なります。  
 保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3部を参照してください。



